

(第4弾) 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 Q&A

令和3(2021)年8月2日

No.	Q	A
1	協力金の対象となる営業時間短縮を実施する期間はいつからいつまでですか。	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、 <u>真岡市の7市</u> においては、令和3年8月2日(月)20時から、 <u>それ以外の18市町</u> (ただし、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、 <u>真岡市の7市</u> においても、4日から開始する店舗は対象とします。)においては、4日(水)20時から令和3年8月31日(火)24時までです。
2	申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか。	対象期間の全期間で要請に応じていただく必要があり、1日でも応じない日があった場合は協力金の対象にはなりません。
3	<u>対象期間の初日</u> に開店する場合は協力金の対象となりますか。	時短要請に応じていただければ対象になります。その場合、開店日が分かる書類(開業届出書の写しやチラシ等)を提出ください。 なお、1日当たりの協力金額は2.5万円(下限)となります。
4	もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。	対象になりません。ただし、もともとは20時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に20時より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び20時以降営業していたことを証明する書類を別途提出ください。
5	終日休業とした場合は協力金の対象となりますか。	対象になります。
6	要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日でも協力金の対象となりますか。	全期間営業時間短縮を実施していれば対象になります。

No.	Q	A
7	1日当たりの協力金額はどのように算定するのですか。	<p>中小企業等の場合は、前年又は前々年の8月の1日当たりの売上高を基に算出します。</p> <p>【計算式】  1日当たりの売上高×0.3  (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p>*大企業の場合は、</p> <p>【計算式】  1日当たりの売上高減少額×0.4  (上限20万円/日又は  1日当たりの売上高×0.3  のいずれか低い額)  となります。  (中小企業等もこの方式で算出できます。)</p> <p>詳細は、県ホームページを御確認ください。  <a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/4thkyoryokukin.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/4thkyoryokukin.html</a></p>
8	店舗内で飲食業以外の事業を実施している場合、売上高に計上することは可能ですか。	<p>テイクアウトや飲食業に合わせて行う物品販売にかかる売上高など、営業時間短縮要請等の対象とならない事業を行っている場合には、原則としてそれらの事業を除外して売上高を算出する必要があります。</p>
9	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか。	<p>一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業への御協力をお願いいたします。</p>
10	申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいか。	<p>飲食店営業許可証により判断します。</p>
11	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか。	<p>栃木県内に所在する食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。</p> <p>ただし、下記の店舗等は営業時間短縮要請の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー</li> <li>・ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合</li> <li>・特定の法人等の社員のみ飲食を提供する場合 等</li> <li>・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）</li> </ul>
12	酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか。	<p>要件を満たせば申請できます。</p>

No.	Q	A
13	20時以降に料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか。	対象にはなりません。20時には完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。 また、酒類の提供は11時から19時までとなりますのでご注意ください。
14	酒類の提供は19時までとのことですが、ラストオーダーを19時にすればよいですか。	19時には酒類の提供を終えている必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。
15	時短営業要請に応じて20時までの時短営業をすることとしましたが、併せて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。（例：19時から22時⇒17時から20時など）	今回の要請は、20時から翌朝5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で20時から翌朝5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。
16	20時を超えて営業している店舗が、20時から翌朝5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。	時短要請の対象となる店舗で、20時から翌朝5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。
17	20時以降にテイクアウト営業などを行う場合の注意点はありますか。	20時以降も店内営業を継続していると誤解されることのないよう、テイクアウト客が飲食スペースに立ち入らないように動線を分けたり、テイクアウトした商品の店内飲食を禁止する旨の案内を行うなど、店内に客がいない状態を確保するようにしてください。飲食店が物販も行っている場合も同様です。
18	惣菜・弁当などのテイクアウト専門店、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機（自動販売機で調理を行うホットスナックなど）は協力金の対象となりますか。	時短営業要請の対象外ですので、時短営業を実施しても協力金の対象にはなりません。
19	ホテルや旅館の食堂の営業を20時までとした場合は、協力金の対象となりますか。	宿泊客以外にも飲食を提供する店舗であれば、協力金の対象となります。 <u>ただし、宿泊客への飲食の提供も含め、20時までの営業とする必要があります。</u>
20	<u>映画館は21時まで、飲食物の提供は20時までの営業と考えていますが、協力金の対象になりますか。</u>	<u>飲食物の提供を20時で終わらせるだけでなく、客席等で飲食を行わせないようお願いします。（20時以降飲食物の提供をしないだけでは、対象外となります。）</u> <u>なお、売上高の算出は飲食物の提供額から算出します。</u>
21	県外に本社がある企業やNPO法人等は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。
22	大企業は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。

No.	Q	A
23	中小企業等と大企業の違いを教えてください。	飲食業の場合、資本金又は出資の総額が5,000万円以下、常時使用する従業員の数が50人以下、サービス業の場合、資本金又は出資の総額が5,000万円以下、常時使用する従業員の数が100人以下のいずれかに該当すれば中小企業（個人事業主を含む）となります。
24	中小企業は売上高方式と売上高減額方式のどちらを選択すれば良いですか。	中小企業は、1日当たりの売上高が25万円を超え、かつ1日当たりの売上高減少額が18万7,500円を超える場合に売上高減少額方式が売上高方式に比べ有利になります。
25	市町村等、地方公共団体は協力金を申請できますか。	申請できません。
26	指定管理者は協力金を申請できますか。	指定管理者が営業許可を取得していれば申請できます。
27	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者（委託先）が協力金の申請することはできますか。	この協力金の申請者は、営業許可を受けた方としていません。営業委託を受けている方（委託先）が申請することはできません。
28	申請するためには、「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示する必要がありますが、店頭等に「取組宣言書」と「ステッカー」の両方を掲示しなくてははいけませんか。	原則として「取組宣言書」と「ステッカー」の両方を掲示していただきますが、「ステッカー」をダウンロードできないなどやむを得ない場合には、「取組宣言書」のみの掲示でも問題ありません。ただし、「とちまる安心認証」の取得は要件としません。
29	「取組宣言書」、「会話する＝マスクする（カイワスルハマスクスル）」運動のチラシをパソコンからダウンロードできない場合、どこでもらうことができますか。	県庁内の県民プラザ及び県民相談室（上都賀、芳賀、下都賀、小山、塩谷、那須、南那須、安蘇及び足利）に配置していますので、御活用ください。
30	飲食店営業許可証に記載された営業者の住所と本人確認書類の住所が異なっている場合、追加の添付書類が必要となりますか。	飲食店営業許可の住所変更の届出を行っていただいた上で、許可証に裏書証明してもらったものの写しか、受付印が押された住所変更の届出の写しをお送りください。どちらも難しい場合は、運転免許証の裏面、住民票の写し、戸籍の附票など、飲食店営業許可証に記載された営業者の住所が確認できる書類をお送りください。
31	確定申告等売上を示す書類は必ず提出する必要がありますか。	1店舗当たり2.5万円/日より多い金額を申請する場合のみ必要となります。
32	今回の協力金の財源は何ですか。	本県における営業時間短縮要請に係る協力金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」及び県の独自財源を用いて支給しております（過去の協力金も全て同様です）。

No.	Q	A
33	<p>国の「一時支援金」及び「月次支援金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。</p>	<p>今回の営業時間短縮要請に係る協力金の支給にあたっては、国の「一時支援金」及び「月次支援金」の受給の有無は問いません。</p> <p>しかし、国の「一時支援金」及び「月次支援金」については、都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金とは併給できない場合がありますので、詳細については下記の相談窓口にお問い合わせをお願いします。</p> <p><b>【一時支援金及び月次支援金相談窓口】</b>  電話：0120-211-240（受付時間：8時30分～19時（土日、祝日含む全日対応））</p> <p>国の「一時支援金」及び「月次支援金」の詳細は下記ホームページをご覧ください。</p> <p><b>【一時支援金】</b> <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html</a>  <b>【月次支援金】</b> <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html</a></p>
34	<p>「栃木県地域企業応援一時金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。</p>	<p>「栃木県地域企業応援一時金」は4月～5月を対象としており、今回の協力金との併給は可能です。</p>